

淡路広域水道企業団職員等の旅費に関する条例施行規則

平成11年 8 月 27 日

規 則 第 3 号

改正	平成15年 3 月 26 日	規則第 2 号	平成28年 3 月 29 日	規則第 4 号
	平成18年 8 月 28 日	規則第 3 号	平成30年 8 月 22 日	規則第 2 号
	平成19年 9 月 28 日	規則第 2 号	令和 3 年 9 月 29 日	規則第 1 号
	平成22年 3 月 26 日	規則第11号		

(趣旨)

第 1 条 この規則は、淡路広域水道企業団職員等の旅費に関する条例（平成11年淡路広域水道企業団条例第 6 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(旅行変更等の場合における旅費)

第 2 条 条例第 3 条第 5 項の規定により支給する旅費の額は、鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃として、又はホテル、旅館その他の宿泊施設の利用を予約するため支払った金額で、所要の払戻し手続をとったにもかかわらず、払戻しを受けることができなかった額とする。ただし、その金額は、その支給を受ける者が当該旅行について条例により支給を受けることができた鉄道賃、船賃、航空賃、車賃又は宿泊料の額をそれぞれ超えることはできない。

(旅行命令簿の記載事項及び様式)

第 3 条 条例第 4 条第 4 項に規定する旅行命令簿の記載事項及び様式は、様式第 1 号による。

(請求書等の記載事項及び様式)

第 4 条 条例第17条第 4 項に規定する旅費請求書の記載事項及び様式は、様式第 2 号による。

2 前項の旅費請求書に添付すべき書類は、企業長が特に指定するものを除き、省略することができる。

(航空賃の支給)

第 5 条 航空賃は、企業長が公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難いと認め、航空機の利用を許可した場合に限り、支給することができる。

(日額旅費)

第5条の2 条例第19条に規定する日額旅費の支給額は、次のとおりとする。

(1) 研修施設に入所又は入校し、滞在する期間中の日額旅費は、旅行諸費及び当該研修施設に支払った宿泊料の実費額を支給するものとし、昼食代に相当する額は支給しない。

(2) 前号の日額旅費のうち、当該研修施設に負担金で支払った額に前号に定める当該研修施設の宿泊料の実費額が含まれている場合においては、日額旅費から当該宿泊料の実費額を控除する。

2 前項の日額旅費は、研修等の目的地までの往復のため、普通旅費の支給を受ける期間は、これを支給しない。

(旅費の調整)

第6条 条例第22条の規定により、次の各号に該当する場合は、当該各号に定める基準により旅費の支給を調整する。

(1) 陸路旅行の場合において定期的に一般旅客営業を行っているバス、軌道、ケーブルカー等を利用して旅行を行うのが通常の経路であるときは、当該運賃の実費を条例第10条の車賃として支給することができる。

(2) 前号に規定する陸路旅行において、企業長が特に必要と認めたとときに限り、タクシー運賃の額を車賃として支給することができる。この場合において、当該車賃の支給を受けようとする者は、第4条第2項の規定にかかわらず、タクシー利用の理由書及び請求金額計算書（様式第3号）に領収書を添付して請求しなければならない。

(3) 私有車の公務使用の許可を受けた職員が許可車両を使用して公務を行うときは、次に定めるところにより車賃として1キロメートルにつき別表第1に規定する額を支給することができる。

ア 旅費の請求は、旅費請求書に私有車の公務使用に係る請求金額計算書（様式第4号）を添付して行うものとする。

イ 出発地から用務先又は最寄バス停までの路程は、実測によるものとする。

ウ 請求の基礎となる路程の計算は、月ごとの路程合計のキロメートル未満を切り捨てるものとする。

(4) 私有車の公務使用の特例により許可を受けた職員が許可車両を使用して公務を行うときは、車賃として1キロメートルにつき別表第1に規定する額を支給することができる。この場合において請求の基礎となる路程の計算は、全路程のキロメートル未満を切り捨てるものとする。

- (5) 公務能率の増進又は旅程の節減のため特にその利用を認められた場合にあっては、条例第7条第3項の規定にかかわらず、特別急行料金を支給することができる。
 - (6) 旅行者が、公用の交通機関、宿泊施設等を無料で利用して旅行した場合は、正規の鉄道賃、船賃、航空賃、車賃又は宿泊料のうち、無料となった部分の全額を支給しないものとする。
 - (7) 他の団体等が経費の全部又は一部を負担する旅行の場合には、旅費の全部又は一部を支給しない。
 - (8) 旅行者が、旅行中の公務疾病等により旅行先の医療施設等を利用して療養したため、正規の宿泊料を支給することが適当でない場合には、当該療養中の宿泊料の2分の1に相当する額は、これを支給しないものとする。
 - (9) 旅行者が公用の食堂施設等で無料で夕食又は朝食をとることができる場合又は夕食代又は朝食代が宿泊料以外の経費から支給される場合には、1,000円を1回分の食事代として宿泊料から減額するものとする。
 - (10) 会議、研修、講習等のため旅行する場合で宿泊に要する費用の額があらかじめ指定されているときは、当該額を宿泊料として支給する。
- 2 前項第3号及び第4号に規定する私有車の公務使用に関し必要な事項は、私有車の公務使用取扱要綱(平成15年淡路広域水道企業団要綱第1号)の定めるところによる。
- (路程の計算)

第7条 前条第1項第4号の規定による陸路の路程を計算する場合は、実測によるものとする。

(管内旅行)

第8条 条例第27条に規定する実費については、次のとおりとする。

- 2 管内等への旅行には、条例第11条第1項に規定する旅行諸費は支給しない。
- 3 管内等への旅行には、次に定める基準に従い旅費を支給する。
 - (1) 交通機関を利用する必要がある場合にはこれに要する実費を、水路旅行にあっては条例第8条の規定による船賃を、陸路旅行にあっては条例第10条の規定による車賃を支給する。
 - (2) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する必要がある場合には、別表第2に定める宿泊料の範囲内で当該宿泊料金の実費額を宿泊料として支給する。
 - (3) 公用車又は私有車の公務使用により有料道路又は有料駐車場を利用する必要がある場合には、条例第11条第2項の規定により有料料金等の実費額を旅行諸費として

支給するほか、私有車の公務使用にあつては第6条第1項第3号の規定により車賃を支給する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、旅費の支給に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成11年12月3日から適用する。

附 則 (平成15年3月26日規則第2号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年8月28日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年9月28日規則第2号)

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月26日規則第11号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月29日規則第4号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年8月22日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年9月29日規則第1号)

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

別表第1 (第6条関係)

区 分	1キロメートル当たりの額
自動車(自動二輪車及び原動機付自転車を含む。)	37円

別表第2 (第8条関係)

級別	職 種	宿泊料(1夜につき)
1級	企業長及び副企業長	12,800円

2 級	7 級から 1 級の職務にある職員	11,200 円
-----	-------------------	----------

様式第1号（第3条関係）

旅 行 命 令 簿

(決裁区分欄)			発令月日	級別	職 名	用 務 先 (最寄バス停)	用 務	備 考
				氏 名		期 間		
			.			□往復 □片道 (km)	(開催場所)	
						月 日 から 月 日 まで 日間		
			.			□往復 □片道 (km)	(開催場所)	
						月 日 から 月 日 まで 日間		
			.			□往復 □片道 (km)	(開催場所)	
						月 日 から 月 日 まで 日間		
			.			□往復 □片道 (km)	(開催場所)	
						月 日 から 月 日 まで 日間		
			.			□往復 □片道 (km)	(開催場所)	
						月 日 から 月 日 まで 日間		

(注)

- 1 級別欄には、当該職員に支給する旅費の級別を記入すること。
- 2 私有車の公務使用にあつては、用務先（最寄バス停）欄の□往復□片道に☑印を付し、(km) に用務先又は最寄バス停までの路程を、備考欄に「私有車（公）」及び「最寄バス停名」を記入すること。
- 3 島外の旅行に公用車を使用する場合にあつては、備考欄に「公用車使用」と記入すること。
- 4 用務には、会議等正式名称を記入すること。

様式第3号（第6条関係）

タクシー利用の理由書及び請求金額計算書

		旅行命令権者	旅費担当者
所属課		請求者氏名 印	
用務先			
用務			
期間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
タクシーを利用した日	年 月 日		
タクシーを利用した者	所 属	氏 名	
タクシーを利用した区 間及び料金	タクシーを利用した区 間	タクシーを利用した区間	
	～	円	
	～	円	
	～	円	
	タクシー料金合計		円
タクシーを利用した理由			
請 求 金 額＝ 円			

